

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

◇告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医等の登録

保険薬剤師の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

都市計画の変更

目 次

告 示

鳥取県告示第九百六十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
世良内科医院	米子市立町二丁目六八番地	昭和五十四年十月十二日

鳥取県告示第九百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
船井哲夫	鳥医第二、四〇九号	昭和五十四年十月九日
米田桂子	鳥医第二、四一〇号	"
高森道雄	鳥医第二、四二一号	昭和五十四年十月十二日
高橋淳人	鳥医第三八六号	昭和五十四年十月九日
松一本孝江	鳥医第四一六号	昭和五十四年十月五日

鳥取県告示第九百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池淵美喜子	鳥医第四一八号	昭和五十四年十月十五日

鳥取県告示第九百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吹野俊介	鳥医第二、四〇六号	昭和五十四年十月四日
茂久田修	鳥医第二、四〇七号	"
重白啓司	鳥医第二、四〇八号	"
船井哲夫	鳥医第二、四〇九号	昭和五十四年十月九日
米田桂子	鳥医第二、四一〇号	"
高森道雄	鳥医第二、四二一号	昭和五十四年十月十二日
高橋淳人	鳥医第三八六号	昭和五十四年十月九日
松本孝江	鳥医第四一六号	昭和五十四年十月五日
池淵美喜子	鳥医第四一八号	昭和五十四年十月十五日

鳥取県告示第九百六十八号

昭和五十四年九月十二日付けで、東鴨土地改良区から申請のあつた新たに
行おうとする土地改良（広瀬地区ほ場整備）事業計画については、審査し
た結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三番二地 東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

昭和五十四年十月四日付けで東伯郡北条町大字江北一六七五―一山崎昇
ほか十九人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及
び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二

十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条
第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十号

昭和五十四年九月十七日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（青谷
地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・二・三号南駅口富安線（変更前三・四・九号南駅口富安線）

三・四・十四号南駅口美保橋線（変更前三・六・六号南駅口美保橋線）

三・四・十五号永楽富安線（変更前七・五・一号永楽富安線）

三・五・六号大工町土居叶線

三・四・十六号南駅口天神町線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 三・二・三号南駅口富安線

変更する部分

鳥取市扇町及び富安二丁目

追加する部分

鳥取市東品治町及び富安一丁目

(2) 三・四・十四号南駅口美保橋線

変更する部分

鳥取市扇町

(3) 三・四・十五号永楽富安線

変更する部分

鳥取市東品治町、吉方及び富安二丁目

(4) 三・五・六号大工町土居叶線

変更する部分

鳥取市富安二丁目及び南吉方二丁目

(5) 三・四・十六号南駅口天神町線

追加する部分

鳥取市扇町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】